

魚津市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、介護保険法第115条の39の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置するにあたり、センターの中立性・公平性を確保し包括的支援事業の円滑な実施を目的として、魚津市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) センターの設置（選定、変更）に関する事
- (2) センターの運営、評価に関する事
- (3) 地域における多機関ネットワークの形成に関する事
- (4) センターの職員の人材確保に関する事
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険サービス及び介護予防サービスに関する事業者
- (2) 医療、保健、福祉関係者
- (3) 介護保険サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
- (4) 権利擁護、相談事業を担う関係者
- (5) 地域ケアに関する学識経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

(会長及び職務代理者)

第5条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又はかけたときには、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会議を主宰する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。